

○厚生労働省告示第二百四十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号、第三項及び第四項並びに第二十八条の十第二項第一号、第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を次のように指定し、平成二十一年四月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第百四十六号）は、平成二十一年三月三十一日をもって廃止する。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件

第一条 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号の規定により厚生労働大臣が指定する機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」という。）は別表一に掲げるものとする。

第二条 令第六条の四第三項及び第二十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣が指定する機械等

は別表二に掲げるものとする。

第三条 令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項の規定により厚生労働大臣が指定する機械等は別表三に掲げるものとする。

別表一（第一条関係）

項	機械等
1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの
一	核医学診断用据置型ガンマカメラ
二	核医学診断用移動型ガンマカメラ
三	核医学診断用検出器回転型SPECT装置
四	核医学診断用リング型SPECT装置
五	核医学診断用ポジトロンCT装置
六	核医学データ処理装置
七	骨放射線吸収測定装置
八	骨放射線吸収測定装置用放射線源
九	R I 動態機能検査装置
十	放射性医薬品合成設備

-
-
- 十一 核医学診断用直線型スキヤナ
 - 十二 核医学装置用手持型検出器
 - 十三 甲状腺摄取率測定用核医学装置
 - 十四 核医学装置ワークステーション
 - 十五 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
 - 十六 ポジトロンCT組合せ型SPECT装置
 - 十七 診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源
 - 十八 肺換気機能検査用テクネガス発生装置
 - 十九 X線CT組合せ型SPECT装置
 - 二十 常電導磁石式乳房用MR装置
 - 二十一 常電導磁石式全身用MR装置
 - 二十二 常電導磁石式頭部・四肢用MR装置
 - 二十三 常電導磁石式循環器用MR装置
 - 二十四 超電導磁石式乳房用MR装置
 - 二十五 超電導磁石式全身用MR装置
 - 二十六 超電導磁石式頭部・四肢用MR装置

-
-
- 二十七 超電導磁石式循環器用MR装置
 - 二十八 永久磁石式頭部・四肢用MR装置
 - 二十九 永久磁石式全身用MR装置
 - 三十 永久磁石式乳房用MR装置
 - 三十一 永久磁石式循環器用MR装置
 - 三十二 MR装置用高周波コイル
 - 三十三 MR装置ワークステーション
 - 三十四 移動型超音波画像診断装置
 - 三十五 汎用超音波画像診断装置
 - 三十六 超音波装置用コンピュータ
 - 三十七 超音波装置オペレータ用コンソール
 - 三十八 超音波頭部用画像診断装置
 - 三十九 産婦人科用超音波画像診断装置
 - 四十 乳房用超音波画像診断装置
 - 四十一 循環器用超音波画像診断装置
 - 四十二 膀胱用超音波画像診断装置

-
-
- 四十三 眼科用超音波画像診断装置
四十四 超音波式角膜厚さ計
四十五 超音波增幅器
四十六 超音波眼軸長測定装置
四十七 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置
四十八 超音波式角膜厚さ計・眼軸長測定装置
四十九 食道向け超音波診断用プローブ
五十 鼻腔向け超音波診断用プローブ
五十一 血管内超音波診断用プローブ
五十二 据付型体外式超音波診断用プローブ
五十三 手持型体外式超音波診断用プローブ
五十四 非血管系手術向け超音波診断用プローブ
五十五 血管系手術向け超音波診断用プローブ
五十六 中枢神経・中心循環系手術向け超音波診断用プローブ
五十七 膀胱向け超音波診断用プローブ
五十七 直腸向け超音波診断用プローブ
-

-
-
- 五十八 体腔向け超音波診断用プローブ
五十九 膀胱向け超音波診断用プローブ
六十 据付型体外式水槽タイプ超音波診断用プローブ
六十一 中枢神経向け一時使用超音波診断用プローブ
六十二 超音波装置用シンクロナイザ
六十三 超音波プローブポジショニングユニット
六十四 軟性鼻咽喉頭鏡
六十五 軟性鼻咽喉頭鏡
六十六 硬性鼻咽喉頭鏡
六十七 硬性鼻咽喉頭鏡
六十八 ビデオ軟性気管支鏡
六十九 ビデオ軟性胃内視鏡
七十 ビデオ軟性S字結腸鏡
七十一 ビデオ軟性膀胱尿道鏡
七十二 ビデオ軟性喉頭鏡
七十三 内視鏡ビデオ画像システム

七十四	ビデオ軟性十二指腸鏡
七十五	ビデオ軟性大腸鏡
七十六	ビデオ軟性腹腔鏡
七十七	ビデオ硬性腹腔鏡
七十八	ビデオ軟性小腸鏡
七十九	ビデオ軟性胆道鏡
八十	ビデオ軟性腎孟鏡
八十一	ビデオ軟性食道鏡
八十二	ビデオ軟性尿管鏡
八十三	ビデオ軟性咽頭鏡
八十四	ビデオ軟性尿管腎孟鏡
八十五	ビデオ軟性胃十二指腸鏡
八十六	ビデオ軟性脊髓鏡
八十七	ビデオ軟性挿管用喉頭鏡
八十八	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
八十九	ビデオ軟性口腔鏡

-
-
- 九十一 ビデオ軟性腰椎鏡
九十二 ビデオ軟性上顎洞鏡
九十三 ビデオ軟性乳管鏡
九十四 ビデオ軟性形成外科用内視鏡
九十五 ビデオ軟性脊椎鏡
九十六 ビデオ軟性耳内視鏡
九十七 ビデオ軟性卵管鏡
九十八 ビデオ軟性関節鏡
九十九 ビデオ軟性縦隔鏡
百一 ビデオ軟性尿道鏡
百二 ビデオ軟性鼻咽喉鏡
百三 ビデオ軟性副鼻腔鏡
百四 ビデオ軟性胸腔鏡
百五 ビデオ軟性血管鏡

-
-
- 百六 ビデオ軟性子宮鏡
百七 ビデオ軟性神経内視鏡
百八 ビデオ軟性脾管鏡
百九 ビデオ軟性動脈鏡
百十 ビデオ軟性鼻咽頭鏡
百十一 ビデオ軟性膀胱鏡
百十二 ビデオ軟性クルドスコープ
百十三 内視鏡ビデオ画像プロセッサ
百十四 送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置
百十五 超音波内視鏡観測システム
百十六 超音波軟性胃十二指腸鏡
百十七 超音波軟性十二指腸鏡
百十八 超音波軟性大腸鏡
百十九 超音波軟性気管支鏡
百二十 送気送水機能付外部電源式内視鏡光源装置
百二十一 送気送水機能付バッテリー式内視鏡光源装置

百二十二	内視鏡用電気手術器
百二十三	内視鏡用モニタ・シールド付電気手術器
百二十四	自動染色装置
百二十五	軟性腹腔鏡
百二十六	硬性腹腔鏡
百二十七	腹腔鏡キット
百二十八	超音波硬性腹腔鏡
百二十九	超音波軟性腹腔鏡
百三十	腹腔鏡用ガス気腹装置
百三十一	マイクロ波ハイパーサーミアシステム
百三十二	高周波式ハイパーサーミアシステム
百三十三	超音波式ハイパーサーミアシステム
百三十四	液体加温ハイパーサーミアシステム
百三十五	レーザハイパーサーミアシステム
百三十六	コンビネーション型ハイパーサーミアシステム
百三十七	クリオスタッフミクロトーム

百三十八 回転式ミクロトーム

百三十九 滑走式ミクロトーム

主に心臓疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの

- 一 人工心肺用システム
- 二 心臓カテーテル用検査装置
- 三 体外循環装置用遠心ポンプ駆動装置
- 四 ホルタ解析装置
- 五 長時間心電用データレコーダ
- 六 心電・血圧ホルタ記録器
- 七 リアルタイム解析型心電図記録計
- 八 汎用人工呼吸器
- 九 成人用人工呼吸器
- 十 高頻度人工呼吸器
- 十一 手動式ジェット人工呼吸器
- 十二 陰圧人工呼吸器
- 十三 新生児・小児用人工呼吸器

3	
げるもの	十四 麻酔用人工呼吸器
	十五 可搬型人工呼吸器
	十六 家庭治療用人工呼吸器
	十七 人工呼吸器用コンバータ
	十八 麻酔システム用人工呼吸器
	十九 OCT画像診断装置
	二十 心臓運動負荷モニタリングシステム
	二十一 運動負荷試験用コンピュータ
	二十二 汎用心電計
	二十三 多機能心電計
	二十四 超音波診断装置付心電計
	二十五 体外循環用血液学的パラメータモニタ
	二十六 体外循環用血液学的パラメータモニタ測定セル
	二十七 ヘパリン使用体外循環用血液学的パラメータモニタ向け測定セル
主に糖尿病等の生活習慣病の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲	

- 一 眼科用レーザ光凝固装置

二 眼科用パルスレーザ手術装置

三 眼科用PDTレーザ装置

四 眼科用レーザ光凝固・パルスレーザ手術装置

五 眼科用レーザ角膜手術装置

六 眼科用レーザ光凝固装置プローブ

七 眼科用レーザ光凝固装置滅菌済みプローブ

八 眼撮影装置

九 白内障・硝子体手術装置

十 超音波骨密度測定装置

一 手術用顕微鏡

二 可搬型手術用顕微鏡

三 顕微鏡付属品

四 架台式手術用顕微鏡

五 患者モニタシステム

		5	
六	セントラルモニタ		
七	解析機能付きセントラルモニタ		
八	不整脈モニタリングシステム		
九	誘発反応測定装置		
十	脳波計		
十一	マップ脳波計		
十二	長時間脳波解析装置		
	主に歯科疾患の検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの		
一	歯科用ユニット		
二	歯科用オプション追加型ユニット		
三	炭酸ガスレーザ		
四	エルビウム・ヤーグレーザ		
五	ネオジメウム・ヤーグレーザ		
六	ダイオードレーザ		
七	デジタル式口内汎用歯科X線診断装置		
八	デジタル式歯科用パノラマX線診断装置		

- 九 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置
- 十 デジタル式歯科用パノラマ・断層診断X線診断装置
- 十一 チェアサイド型歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニット
- 十二 アーム型X線CT診断装置
- 十三 罷患者牙質除去機能付レーザ
- 十四 歯科矯正用ユニット
- 十五 歯科小児用ユニット
- 異常分娩における母胎の救急救命、新生児医療、救急医療、難病、感染症疾患その他高度な医療における検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの
- 一 全身用X線CT診断装置
- 二 部位限定X線CT診断装置
- 三 人体回転型全身用X線CT診断装置
- 四 全身用エレクトロンビームX線CT診断装置
- 五 人工腎臓装置
- 六 個人用透析装置
- 七 多人用透析液供給装置

-
-
- 八 透析用監視装置
 - 九 血液透析濾過用装置
 - 十 血液濾過用装置
 - 十一 持続緩徐式血液濾過用装置
 - 十二 多用途透析装置
 - 十三 超音波手術器
 - 十四 据置型デジタル式汎用X線診断装置
 - 十五 据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置
 - 十六 移動型アナログ式汎用X線診断装置
 - 十七 移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置
 - 十八 ポータブルアナログ式汎用X線診断装置
 - 十九 ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置
 - 二十 ポータブルデジタル式汎用X線診断装置
 - 二十一 ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置
 - 二十二 据置型アナログ式汎用X線診断装置
 - 二十三 据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置

-
-
- 二十四 移動型デジタル式汎用 X 線診断装置
 - 二十五 移動型デジタル式汎用一体型 X 線診断装置
 - 二十六 乳房撮影組合せ型 X 線診断装置
 - 二十七 据置型アナログ式汎用 X 線透視診断装置
 - 二十八 据置型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 二十九 移動型アナログ式汎用 X 線透視診断装置
 - 三十 移動型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 三十一 移動型アナログ式汎用 X 線透視診断装置
 - 三十二 ポータブルアナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 三十三 移動型デジタル式汎用 X 線透視診断装置
 - 三十四 移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 三十五 ポータブルデジタル式汎用 X 線透視診断装置
 - 三十六 ポータブルデジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 三十七 据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置
 - 三十八 据置型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置
 - 三十九 診断用直線 X 線断層撮影装置

四十 診断用多方向X線断層撮影装置

- 四十一 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 四十二 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 四十三 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 四十四 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 四十五 据置型アナログ式乳房用X線診断装置
- 四十六 ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置
- 四十七 移動型アナログ式乳房用X線診断装置
- 四十八 据置型デジタル式乳房用X線診断装置
- 四十九 移動型デジタル式乳房用X線診断装置
- 五十 ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置
- 五十一 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置
- 五十二 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置
- 五十三 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置
- 五十四 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置
- 五十五 気脳造影用X線診断装置

-
-
- 五十六 腹部集団検診用X線診断装置
 - 五十七 腹部集団検診用一体型X線診断装置
 - 五十八 胸部集団検診用X線診断装置
 - 五十九 胸部集団検診用一体型X線診断装置
 - 六十 胸・腹部集団検診用X線診断装置
 - 六十一 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置
 - 六十二 歯科集団検診用パノラマX線撮影装置
 - 六十三 単一エネルギー骨X線吸収測定装置
 - 六十四 単一エネルギー骨X線吸収測定一体型装置
 - 六十五 二重エネルギー骨X線吸収測定装置
 - 六十六 二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置
 - 六十七 X線CT組合せ型循環器X線診断装置
 - 六十八 麻酔システム
 - 六十九 閉鎖循環式麻酔システム
 - 七十 混合ガスマ醉器
 - 七十一 医用ガス調整器

-
-
- | | |
|-----|-----------------|
| 七十二 | エトラン用麻酔薬氣化器 |
| 七十三 | イソフルラン用麻酔薬氣化器 |
| 七十四 | エーテル用麻酔薬氣化器 |
| 七十五 | デスフルラン用麻酔薬氣化器 |
| 七十六 | セボフルラン用麻酔薬氣化器 |
| 七十七 | ポータブル麻酔ガス送入ユニット |
| 七十八 | 吸入無痛法ユニット |
| 七十九 | 電気麻酔用刺激装置 |
| 八十 | 麻酔ガス送入ユニット |
| 八十一 | ハロタン用麻酔薬氣化器 |
| 八十二 | メトキシフルラン用麻酔薬氣化器 |
| 八十三 | 高周波処置用能動器具 |
| 八十四 | 超音波ナイフ |
| 八十五 | 超音波ナイフハンドピース |
| 八十六 | マイクロ波メス |
| 八十七 | 血液ガス酸素分析装置 |

-
-
- 八十八 汎用血液ガス分析装置
- 八十九 体外型血液ガス分析装置
- 九十一 レーザー処置用能動器具
- 九十二 体内式衝撃波結石破碎装置
- 九十三 体内挿入式レーザ結石破碎装置
- 九十四 体内挿入式超音波結石破碎装置
- 九十五 体内挿入式電気水圧衝撃波結石破碎装置
- 九十六 圧縮波結石破碎装置
- 九十七 微小火薬挿入式結石破碎装置
- 九十八 体内式結石破碎治療用単回使用超音波トランസデユーヤアセンブリ
- 九十九 腎臓ウォータージェットカテーテルシステム
- 百 体内挿入式結石穿孔破碎装置
- 百一 X線透視型体内挿入式結石機械破碎装置
- 百二 体外式結石破碎装置
- 百三 高周波病変プローブ

別表二
(第二条関係)

項	1
	機械等
百四	高周波病変ジエネレータ
百五	汎用画像診断装置ワークステーション
百六	気脳造影用X線診断装置
百七	X線CT組合せ型循環器X線診断装置
百八	睡眠評価装置
百九	新生児モニタ
百十	胎児心臓モニタ
人工呼吸器（専ら持続的に気道を陽圧として自発的に行われる呼吸を補助するもの、手動のもの及びガスの圧力により駆動する生器を除き、次の各号（体外式人工呼吸器及び電気により駆動する生器については第四号及び第五号、専ら麻酔のために用いられる人工呼吸器については第一号及び第三号から第五号まで、ガスの圧力により駆動する人工呼吸器については第一号から第三号まで及び第五号）に掲げる基準を満たすものに限る。）	
一 呼吸回路が外れた場合に、音声による警報を発すること。	
二 呼吸回路が外れた場合に発せられる音声による警報を一時的に消音し、かつ、当該	

警報の消音時から二分以内に自動的に当該警報を発する機能を有すること。

三 呼吸回路が外れた場合に発せられる音声による警報は、一時的に消音する場合を除き、消音することができないこと。

四 給電が停止した場合には、音声による警報を発すること。

五 本体を駆動させるスイッチは、接触等により容易に切断されない構造又は機能を有すること。

シリングポンプ（シリング又はこれに類する容器の押し子への加力の調整により患者への輸液を注入する機器で、その輸液の流量を調節する機能を有するもの（次の各号に掲げる基準を満たすものに限る。）をいう。）

一 押し子が外れた場合に、警報を発する機能を有すること。

二 漏洩した輸液がシリングポンプの送液機構部分及び閉塞検出センサー等の重要な部分に付着しない構造となっていること。

三 輸液の流量（以下「流量」という。）及び輸液の予定量（以下「予定量」という。）に係る誤入力を防止するための機能として、次に掲げるすべての機能を有すること。ただし、流量の数値のみ入力可能なものについては、流量の数値の表示についてハニカム表示を有すること。

イ 流量の数値及び予定量の数値（予定量を設定しない場合には、「設定なし」等の文言）の双方を入力しなければシリンジポンプが作動しない機能

ロ 入力した予定量の数値よりも流量の数値が大きい場合には、シリンジポンプが一時停止し、再度数値を確認しなければシリンジポンプが作動しない機能

ハ 電源再投入時に流量の数値の表示を $0\text{ml} / \text{h}$ とし、かつ予定量の数値の表示を 0ml とする（以下「0表示とする」という。）機能（在宅用のものであって、シリ

ンジポンプ本体の目立つ部分及び添付文書に在宅用であることを明示しているものについては、流量の数値の表示及び予定量の数値の表示を前回設定値とする機能）又は電源再投入時に0表示とするか流量の数値の表示及び予定量の数値の表示を前回設定値とするか使用者に選択させる機能

四 流量及び予定量に係る誤入力の発見を容易にするための画面表示に係る機能として、次に掲げるすべての機能を有すること。ただし、流量の数値のみ入力可能なもの及び携帯用のものについては、口からニまでに掲げる機能（流量の数値のみ入力可能なものについては、流量の数値の表示について口からニまでに掲げる機能）を有すること。

イ 流量の数値及び予定量の数値を別画面で表示する機能

ロ　流量の数値及び予定量の数値の表示について、整数部分の表示の大きさと小数部分の表示の大きさを変えて表示する機能

ハ　流量の数値及び予定量の数値の表示について、注入精度に基づいた適切な数値を表示する機能

二　流量の数値及び予定量の数値の表示について、小数点の位置を固定した表示方式で表示する機能

五　バッテリーの残量の確認を容易にするための機能として、次に掲げるすべての機能を有すること。

イ　バッテリーの残量の目安を表示する機能

ロ　バッテリーが消耗した場合に、音声による警報を発する機能及び警告を表示する機能

六　流量が微量である場合に、閉塞検出センサーの感度の適切な設定が可能であること。

七　シリンドリポンプの誤操作を防止するための機能として、次に掲げるすべての機能を有すること。

イ　注入開始が可能な状態において停止状態が一定時間続いた場合に、音声による警

報を発する機能

ロ 不意の接触による誤入力を防止するためのキーロック機能

ハ シリンジポンプのバッテリーの交換時期並びにその充電及び放電を完了するまでの時間を明示したラベルを貼付していること。

九 シリンジポンプの正しい装着を促すための注意喚起シールを貼付していること。

3 生体情報モニタ（患者の動脈血酸素飽和度又は呼気中の炭酸ガス濃度を監視し、患者の血中酸素濃度が低下した場合又は呼気の排出がない場合に警報を発する機能を有するもので、1の項に規定する人工呼吸器と同時に設置するものに限る。）

4 生体情報モニタ連動ナースコール制御機（生体情報モニタ（患者の心電図及び心拍数、血圧、呼吸数並びに動脈血酸素飽和度及び呼気中炭酸ガス濃度の測定ができるものに限る。）と接続されたナースコール装置（当該生体情報モニタからの警報及び測定された生体情報を電波を利用して医師又は看護師の有する専用の携帯型の端末機器に自動的に中継する機能を有するものに限る。）のうち、当該ナースコール装置の機能を統御し、かつ、患者からの呼び出し及び警報に関する情報の表示を行うものに限る。）

5 自動錠剤分包機（医師の処方に基づき、錠剤を一回投与することに分けて包装する機能及び包装する際に包装紙に患者名その他医療に関し必要な情報（次項において「患者情報

9	8	7	6	
<p>「 という。」を印字する機能を有するものをいう。）</p> <p>注射薬自動払出機（医師の処方に基づき、注射薬を一回投与することに分けて患者情報を印字したものとともに払い出す機能及び患者情報を印字した袋に詰めて払い出す機能を有するものをいう。）</p> <p>医療情報読取照合装置（患者に係る情報、当該患者に処方される医薬品等に係る情報、当該患者に当該医薬品等を投与する医療従事者に係る情報その他医療に関し必要な情報に係るバーコードを読み取り、これらの情報を相互に照合することにより患者の誤認を防止するための装置のうち、携帯型、寝台設置型又は壁面設置型の端末機器に限る。）</p> <p>調剤誤認防止装置（医師の処方に基づく調剤のために使用する医薬品の包装又は容器のバーコード又はＩＤチップ（情報の蓄積、識別及び管理を行う機能並びに無線通信を行う機能を有する超小型半導体集積回路をいう。）を読み取り、当該処方の内容と当該調剤のために使用する医薬品の情報とを相互に照合することにより当該調剤のために使用する医薬品の誤認を防止する機能及び秤量した医薬品の名称、量その他医薬品に関する情報を印字する機能を有する装置をいう。）</p> <p>分娩監視装置（分娩進行時に胎児の心拍及び子宮の収縮に関する監視及び記録をする機能を有するものをいう。）</p>				

特殊寝台（電動による背上げ機能及び昇降機能を有するもののうち、床から〇・三メートル以下の高さに調節できるものに限り、これと同時に設置する専用のマットレス及び防護柵を含む。）

別表三（第三条関係）

簡易陰圧装置（室内の空気を排出して減圧するもののうち、室内と室外との気圧差を二・五パスカル以上に設定し、かつ、その設定した気圧を保持する機能を有するもので、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八一二二二で定めるHEPAフィルター又はULPAフィルターを用いて排気処理を行うものに限る。）